

珠江三角洲の地域社会と宗族・郷紳

— 南海県九江郷のばあい —

西川喜久子

はじめに

(1) 南海県九江郷の経済

- i) 蚕桑と糸墟
- ii) 魚苗と魚飼
- iii) 米穀と穀埠

(2) 南海県九江郷の宗族・郷紳

- i) 概況
- ii) 各姓について

おわりに

はじめに

南海県は西江と北江が運ぶ泥土によって形成された珠江三角洲の西北部に位置し、明清時代、広州府下14県中の首県であり、番禺県とともに広州府城内に県治を置いていた。県内は6都64堡に分かれ、都ごとに1巡検司を置いて堡^①を分治した。九江堡は江浦(巡検)司の管轄下にあったが、乾隆五十一年(1786)、南海県に主簿を新設して江浦司管内の18堡のうち南部の5堡を分治することとし、九江堡に主簿庁を置いた。

九江堡は九江儒林郷とも称し、南海県の西南端にあって、新会県・順徳県と境を接している。その人口は、清末道光年間(19世紀中葉)には「男女二十餘萬^②」の多きに上っており「九江郷落爲南海冠^③」とある如く、南海県内最大の郷であった。のみならず、九江郷は、仏山鎮と並ぶ県内の二大経済中心地の一つでもあった^④。仏山が西江・北江の主流からやや離れ、手工業によって繁栄したのに対し、九江は西江の河岸に位置し、桑園圃^⑤の圃堤によって大河の氾濫を防ぎつつ、蚕桑業と養魚業を発達させてきた。明末清初の人陳子升(南海県沙貝郷から九江郷に移居)は、九江を仏山と対照して大意つぎのように述べている。

「南海県は広州府の首県であって、中でも仏山と九江は繁栄を誇っているが、その治め方は異なる。仏山は省城に隣接しており、これまで二・三の巨族が「愚民」を統率しており、財貨といえば製鉄のみであった。近年、よそ者が流入して商人があふれ、土着の住民はよそ者に家屋を賃して、自分等は小さくなって暮らしている。賑やかな街並はまるで城市の如くであり、(特設の)官を置かなければ治められない、と思うかもしれないが、そうではない。

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

一方九江は南海県の県境にあり治安が悪い。池塘が入混じり、住民は養魚に従事して末利を逐い、米穀は他郷から買い入れており、言葉遣いや身なりも粗野である。だから（特設の）官を置いても騒動は防げない、と思うかもしれないが、さにあらず。仏山は省城に駐在する官で治められるが、九江には九江の官を置いて治めるべきである。何故かといえば、仏山住民の習俗・気質は城市と変わらないが、九江は城市とは異なり、郷村地帯だから、省城の官では掌握できないのである」^⑥

と。ここに省城・仏山鎮とは異なる郷村地帯としての九江郷の特質が簡潔に記されている。従来、仏山鎮を対象とした研究は比較的多いが^⑦、九江郷をとり上げた専論は管見の限り見当たらない。以下、この九江郷の明清時代における経済と宗族・郷紳の実態を明らかにしたい。

(1) 南海県九江郷の経済

1) 蚕桑と糸壚

明清時代、珠江三角洲の農業生産は、大まかに言って南部河口付近の海浜では沙田稲作を、早くから陸地化した北部では基塘方式を特色とした。基塘方式とは、三角洲特有の低湿地に塘（池）を掘り、その泥を積んで基（堤）を築いて、塘では魚を養い、基には果樹、蔗糖、桑などを植える生産方式で「果基魚塘」「桑基魚塘」などと称する。基塘方式が開発されるようになったのは、河川の氾濫に備えて桑園田などの大堤防を築いた結果、灌水・排水が困難となり、稲作に適さなくなったためであろう。この種の基塘方式が最も早く始まったのは、南海県九江郷を中心とする一帯であったという^⑧。

基堤には、明初の頃は龍眼などの果樹が主として植えられ「果基魚塘」と称したが、商品経済の発展に伴い、明末清初期には、より経済効率の高い「桑基魚塘」にきり換えられていった。清初の広東事情に詳しい屈大均『広東新語』（康熙三十九年刻）巻二十二鱗語、養魚種に、

廣州諸大縣村落中，往往棄肥田以爲基，以樹果木。荔枝最多。茶・桑次之。柑・橙次之。龍眼多樹宅旁，亦樹于基。基下爲池以畜魚。歲暮涸之，至春以播稻秧。

とあって、清初すでに稻田の基塘への転換がみられたが、基には主として果木が樹えられていた。即ち広州府全体としては、なお荔枝・龍眼を主とする「果基魚塘」が一般的であった。ところが、同じく清初に編纂された順治『南海九江郷志』^⑨巻之二、生業には、

郷搯西北下流地瘠，魚塘十之八田十之二，……蠶桑，近來墻下而外，幾無隙地，女紅本務於斯爲盛。……大都九江利賴多藉魚苗、次蠶桑，次禾稻，次圓眼，次芋止矣。

とあり、九江のばあいは蚕桑の比重が果木（円眼＝龍眼）を上まわっていた様子がうかがえる。しかし「禾稻」もまだ蚕桑に次ぐ位置にあった。また、蚕桑業の発達段階という点からみても、養蚕農家が桑基の佃作を兼ね、農家の婦女が養蚕から製糸までを一貫作業で行っていたように^⑩、種桑と養蚕・製糸の分業はまだみられない。

九江の蚕桑業は、清代乾隆・嘉慶期（18世紀中葉～19世紀初頭）に一つの画期を迎えた。光緒『郷志』に「……故自乾嘉以後，民多改業桑魚，樹蕪之夫百不得一」（巻三輿地略、物産）とあるように、稻田の桑基魚塘化が一段とすすみ、道光期（19世紀中葉）には「境内有桑塘無稻田，仰糴於外」^⑪とある如く、稻田は殆ど姿を消してしまった。その背景として、葉顯恩・譚棟華氏は、乾隆二十二年（1757）、広州が唯一の対外貿易港となり、広東生糸・絹織物の輸出量が増大、糸価が上昇したことを指摘している。^⑫製糸業の活況に伴い種桑と養蚕・製糸の

過程も分化し始めたようで、順治『郷志』墟市の条には見られない「桑市」が、道光『南海県志』卷十三建置略五、墟市の条には、「桑市 在東方一，在南方一，在西方一，在北方三，俱九江堡」と記載されている。

九江を含めて広東製糸業の一大画期は、アヘン戦争後、咸豊・同治から光緒期にかけて（19世紀後半）訪れた。鈴木智夫氏の研究によれば、機械製糸業の勃興により、従来、養蚕農家の婦女の手で行なわれていた製糸業は衰退し、養蚕と製糸は分化、従前の糸墟・糸市に代わって繭市・繭棧が出現した、という¹³。機械製糸勃興後の問題については鈴木氏の論稿に譲り、本稿では、その前段階、糸墟の問題を取り上げる。

九江郷の糸墟については、光緒『郷志』卷四建置略、墟市の条に、

儒林文社絲墟在大墟心。嘉慶四年己未，闔鄉紳士聯稟上憲公設。所有土絲・蠶紙・沙布、皆於此售賣。歲取廩以供通鄉士人賓興應試課文諸費。

とあり、その後に割注で、嘉慶七年に胡珽・明秉璋（共に挙人）等の稟請を受けて南海知県戴錫綸が給した示文・嘉慶十一年の鄧学海（乾隆五十一年副貢）の記・糸墟の「規條」・道光十年の黄世顯（生員）の記を収載しているので、これらに基づいて糸墟設立の経緯、運営内容を検討してみたい。

九江郷の糸墟は、上記墟市の条によれば、

查九江絲墟先因互控奉府憲提訊，詳奉各憲批飭，將所設開邊埋邊兩墟封禁，聽客另往別墟交易。

とあり、道光『南海県志』卷十三建置略五、墟市の条にはさらに、

查九江絲墟先因朱朝祿・陳掄書等互控……將朱・陳二姓所設開邊・埋邊兩墟封禁，聽客另往別墟交易。

とあって、従来、朱姓と陳姓がそれぞれ開辺墟と埋辺墟を開設していたが、両者の間で抗争が起り、結局両墟とも「封禁」との断が下って、客商（機房が集中する省城・佛山等から生糸を買付けに来る仲買商であろう）は別墟で交易することになった。上記黄世顯の伝（光緒『郷志』卷十四）に「郷内絲市久廢，貿易無所」とあるから「封禁」以来、九江郷内に糸墟は久しく開設されていなかったのである。このような状況下で嘉慶四年（1799）、九江郷の紳士が共同で官に具稟し、九江大墟（後出）の中心にあった「闔郷文廟」＝儒林古廟（儒林文社）の所有地に「儒林文社絲墟」を開設することが、関係各官の批飭を得て認められた。

糸墟の「規條」には、イ）糸墟の「各項租銀」は「郷中課文應用」に帰す、ロ）毎年二月初三日に儒林古廟において推挙された「殷實值事」が租銀の徴収・管理にあたる、ハ）課文の費用にあてた残余は「封貯」する、ニ）「買客」は伝票をきり、「絲主」はこの伝票によって銀を受取る。墟場で私的に売買してはならない。（買客俱要發票，絲主憑票收銀，不得在場中私交、以杜假偽。）即ち、糸墟の管理人が買手と売手の仲介をし、双方から手数料を取るのであろう。ホ）「發票」と「收銀」はその日のうちに清算する。「大造」で当日中に交易が終わらないばあいは、翌日中に清算し、再宿してはならない、等を定めている。

糸墟は開設以来「商賈雲集」し、「每逢三六九墟期，争趁如雲，而絲墟爲尤最，且銀兩交易亦各頗多」という盛況であった。乾隆・嘉慶期、製糸業の新たな高揚を迎えて、九江の郷紳達は、闔郷一致してひとつの糸墟を設立することによって宗族間の矛盾・対立を調停するとともに、生糸市場を共同で管理して、流通利益の一部を墟場の租銀・手数料の徴収といった形で掌

中におさめ、これを九江郷の科挙受験者＝郷紳予備軍の育成にあてたのである。

ii) 魚苗と魚餉

九江は養魚業においても最も早く発達を遂げたが、その最大の特徴は、官権力の保護の下で魚苗（稚魚のこと。魚花、魚秧、魚種ともいう）の魚撈と販売を独占していた点にある。

先ず、清初の九江養魚業の概況を、順治『郷志』卷之二生業、魚餉の条および『広東新語』卷二十二鱗語、魚花・養魚種・魚牌・魚餉の各条に基いて跡づけてみたい。

九江が魚苗漁において独占権を獲得したのは、明弘治十四年（1501）、両広総督劉大夏が、西江兩岸に魚埠を設けて九江郷民に魚撈を請け負わせ、魚餉（税）を徴収することを上奏して、裁可を得たことに始まるという。魚埠は漁場のことで、魚歩、魚花埠などともいい、水勢によって上埠と下埠に分け、上埠は銀5錢、下埠は銀2錢5分を魚餉として納入させた。帖（許可証）を給され、魚埠で操漁することを許された漁戸を魚花戸といった。魚埠は当初80～90所あったが、しだいに増えて900所にも上ったという^⑭。

魚餉には、広州府・肇慶府に上納する「正餉」、龍川縣（惠州府）・南雄府（嘉慶十二年以後州）・羅定州に上納する「額輸」、始興縣（南雄府）・開建縣（肇慶府）・永安縣（惠州府）・香山縣（広州府）・桂林府・平樂府・潯州府・賀縣（平樂府）——桂林府以下はいずれも広西省——に上納する「例徵」があった^⑮。

魚苗の漁期は旧曆三月から八月までで、撈った魚苗は塘に放して翌春正月まで養殖した後各地に売り捌き、帰路の船には穀米を積んで帰った。

歲正月，始鬻魚花。水路分行，人以萬計，筐以數千計。自兩粵郡邑，至于豫章・楚・閩，無不之也。（『広東新語』卷二十二鱗語、魚花）

とあるから、その販路は両広のみならず、江西・湖南・福建にまで及んでいたのである。

魚餉を引き受けることによって、漁場と販路を独占するという特権を享受してきた魚花戸であるが、清初以来、各地の差役・兵丁等による「封捉」「索詐」があいつぎ、乾隆後半（18世紀後半）になると、この問題は九江魚花戸にとって重大問題となった。

光緒『郷志』卷五經政略は、魚餉をめぐる、乾隆末葉及び道光年間に発せられた各種の告示・牌文を収録している。

先ず、乾隆末葉に出された告示・牌文四種の内容を紹介するとつぎの通りである。

1) 乾隆三十八年五月初十日付、広東分巡肇羅道耿壽平の告示。

「商民」鄭著一の“各州縣の魚花埠で「不法棍徒」が胥役とグルになって「短價勒買」したり、地租を取立てたりするので取締まってほしい”との呈請を容れて発せられたもの。

2) 乾隆三十九年十一月二十二日付、広東糧驛道吳九齡の牌文。

「九江民人」鄭士明・張拔虎等の“九江の民船は毎年、魚苗をとり、穀石雜糧柴草を販運しているが、途中しばしば各府州縣の「船頭差役」に「封勒」されるので、これを禁止してほしい”という稟文に依って出されたもので、禁令の内容はつぎの如くである。

如遇九江民船，無論裝載魚苗，買運谷石雜糧柴草，以及空船過泊，均照從前飭禁文行。自後毋許船頭差役濫行封雇。至若緊要差務，及文武衙門往來公幹，務須封條蓋印，封雇該處蛋船，照例給價。如各船頭仍行串同差役，藉端濫封，措勒索，苦累九江民人船艇，立即嚴拿重究。毋稍徇縱。

この禁令は、広州・惠州・南雄・潮州・韶州・肇慶の各府と羅定州に示達して「給示勒石」すべきものとされた。「船頭差役」の「封勒」「封雇」とは、船頭（河船の取締りにあたる吏員であろうか）・差役が、民船を差押さえて拘束したり、公務に使用したりすることであるが、「有錢則免，無錢則封」というのが実情であったという。

3) 乾隆四十四年十一月初五日付、広西布政使朱椿の牌文。

両広総督桂林の牌文を受けて出されたもので、三十九年の禁令は広西省には「移行」していなかった、として、潯州府の貴県・桂平県、梧州府の平南県・蒼梧県等の「船頭差役人」が「稻谷雜糧等物」を採買に行く九江の民船に対して「濫行封雇當差」することを厳禁している。これは梧州府と潯州府の知府に示達された。

4) 乾隆五十四年十一月付、両広総督福康安の告示（碑文）

「南海縣民」麦建東等6名連署の呈文を受けて、両広の沿河州県に対して発せられた禁令で、内容は2)、3)と同趣旨だが、禁令が「奸胥蠹役」の目にふれるよう「自行勒石」して各県署の前に立てたい、と麥等は願い出ており、その通りになったようである。

以上から、乾隆末頃まで九江の魚花戸にとって主要な対決相手は「船頭差役」即ち地方衙門の吏員・差役等であったと推察されるが、嘉慶以後、その独占権を脅かす存在として「私販」がクローズアップされてくる。つぎにこの問題をとり上げたい。

光緒『郷志』卷二輿地略、前事に、

（道光）七年丁亥建儒林書院……裝販兩戸始立規條，歲捐筭例船銀，完納南雄龍川魚餉。……謹按南雄龍川魚餉，自明宏治以來，由九江魚戸辦納。嘉慶季年，私販日衆，餉魚不消，新魚各船虧缺既多，或不能依期完納。地方官吏奉文行追。裝販兩戸因是議以筭例船銀按數捐出，歲輸此項。

とあり、^⑩「筭例船銀」については、同書卷五經政略に、

附儒林書院鄉規（道光六年奉憲新設——割注） 裝家終例每終取銀二錢 販戸船頭新魚每隻取掛號發單銀三十兩，老魚每隻取銀五十兩。其銀以買得魚回方取，無魚者免。

とある。「裝家」とは魚埠で魚苗漁に従事するものを指し、「裝家」から魚苗を買い入れて魚苗塘で養殖し、やや成長した魚を販売する者を「造家」といい、「造家」から魚を買って大魚塘で養殖し、墟市に鬻ぐ者を「耕種家」といった。「終」（筭）は苧布製の漁具で、水中に立てた戩に装着し、魚苗はこの終をつたって水面に浮いている木筐に誘導される。「販戸」は魚商のことであろう。なお、清初には魚花戸（魚戸）が魚苗漁から養殖・販売まで行なっていたらしいが、道光頃までに魚花戸は「裝戸」即ち魚苗漁従事者と「販戸」即ち養殖・販売に従事する魚商とに分化したようであり、その後「販戸」がさらに上記の如く「造家」と「耕種家」に分化したとみられる。新魚は、魚苗を1カ月ほど養殖してやや成長したものをいい、翌春まで養殖した大魚を老魚という。即ち「裝家」からは毎終銀二錢を、「販戸」からは船一隻につき30兩（新魚）或は50兩（老魚）を「筭例船銀」として徴収したものであろう。

明代以来続いてきた九江魚花戸の漁場と販路の独占は、清代嘉慶期に至り、他地域での養魚業の発達^⑪に伴う「私販」の横行によってくずれ、利益が減少、餉銀も滞納するようになった。このため装・販両戸が地方官から追及された。この事態に対して、九江の魚戸・魚商達は自衛措置として「筭例船銀」の據出を「郷規」として定め、官の批准も得たわけであるが、一方、既得権益を守るべく地方官への働きかけも行なっている。

つぎに、光緒『郷志』巻五経政略所収の、道光年間に発給された告示三種を紹介する。

1) 道光十年五月二十六日付、南海知県潘尚楫の告示。

2) 道光十年七月十四日付、両広総督李鴻賓の告示。

1)、2)は「九江堡魚戸」の稟請を容れて、南海知県と両広総督がそれぞれ発給した告示で、「或捏公務封船當差，或串通土惡包攬私販魚苗，經往別處售賣，不照派餉彙輸」といった「種種不法」を行なうことを禁止している。

3) 道光二十三年六月初五日付、両広総督祁項の告示。

挙人明倫以下24名連署の「九江郷裝養魚苗運賣，歲輸重課，近有土豪包攬無稅魚苗，肆行攙賣，……以致餉魚不銷，難販重課，商民奚堪」という呈詞を受けて、「私販」を厳禁する告示を出したものの。

道光十年の稟文提出者が「魚戸」であり、禁令の内容も従来からの「捏公務封船當差」とあわせて「私販」の禁止が加わっていたのに対し、道光二十三年の呈詞には、道光十一年から二十年までの間に郷試に合格した九江堡の挙人全員を含む24名の九江郷紳が名を連ね、禁令の内容も「私販」問題一点にしぼられている。これは九江養魚業の独占が破られつつあることに対する九江魚戸・郷紳の危機感を表わしているといえよう。

iii) 米穀と穀埠

周知の通り広東省は遅くとも明末清初にはすでに米穀不足をきたしており、外省からの移入に頼っていた¹⁹⁾。とりわけ蚕桑と養魚の中心地九江では、前述のように清初にはまだ僅かながら残っていた稲田も、乾隆・嘉慶以後、桑基魚塘への転換が一段とすすみ、「穀米悉由外糴」（光緒『郷志』巻四建置略、義倉社倉）という状況であった。なお、『広東新語』巻二十二鱗語、養魚の条には「基下爲池以畜魚。歲暮涸之，至春以播稻秧」とあることから、清初には年末に魚苗をすくい上げた後、塘の底を稲田として利用していたようである。

九江では、外省・外県からの米穀の移入は、清初以来、魚花戸・魚商が兼業していた。順治『郷志』巻之二生業に、

魚苗到塘，養活許多勞費。至下年春，又須浩費雇工，船載往兩粵各州縣地方，兌換穀米。……且所兌穀石，非苦過糴，則厄上倉，魚商罷困極矣。

とあることから、清初には、次年春まで魚苗塘で養殖した稚魚を魚商が両広の各州県で穀米に換えていたことがわかる。

前出乾隆五十四年の両広総督福康安の告示中に引く「南海縣民」麥建東等の呈文中にも、毎年春初、駕船前往粵西河道，批佃蚕埠，裝撈魚苗，載回塘内畜養，另赴南韶惠潮各府售賣，歲輸餉銀七千餘兩交轉。夏秋并無魚苗裝運，各向西省採買穀石雜糧柴草回東，以資生計。

とあって、魚花戸は春、西江で魚苗漁に従事し（魚苗の漁期は旧暦三月から八月まで。前述）、撈った魚苗は塘に放って養殖する。夏秋は遊休船を利用して広西各地に赴き、穀米・雜糧・柴草などを買い入れて帰る。翌春（正月～二月）魚塘で成育した魚を南雄・韶州・惠州・潮州各府へ販売に出かける、というローテーションができ上がっている。

つぎに穀米の購入地について考えてみたい。清初には上述の如く「兩粵各州縣地方」で穀米を入手していたが、乾隆期になると、乾隆三十九年の牌文に「移船往西省各處買穀，接濟民食」

とあり、同四十四年の牌文にも「郷民駕船前往西粵潯梧地面，採買稻穀雜糧等物回鄉，接濟民食」とあって、穀米の主要購入地は広西省、就中潯州府と梧州府に移ってきている。そして後述する道光二十三年に穀埠設立を稟請した馮錫鏞は、

(九江)且戸口殷繁，日需穀米二千餘石，地低無田可植，食自鄰邑。(光緒『郷志』卷四建置略)と述べ、また

其地西接牂牁江，與香山新會産米之區近，而西江穀東下所必經，并擬循舊疏通爲穀船停泊處……(同上)。

と記しており、「鄰邑」即ち「香山新會産米之區」が九江郷の第一の穀米購入地になっている。これは、乾隆期以後、香山・新会など珠江下流域の沙田造成が急速に進み、沙田地帯の米穀生産量が増加した結果であろう。広東巡撫祁項(道光十三～十八年任)は、広州府の米穀の来源を、

待給於廣西十之六七，羅定・開建十之一二，濱海沙田十之一。(同治『番禺県志』卷十五 建置略二に引く惠濟倉記略)

と記しているが、これは広州・仏山などの大消費地をも含めた広州府全体について述べているのであり、九江に限っていえば、地理的に近接した沙田地帯の比重は、はるかに大きかったはずである。

以上見てきた穀米の来源の重点移動、即ち広東・広西各州県から広西潯州・梧州兩府へ、さらに広東の香山・新会兩県へという変化は、広東・広西兩省における地域間分業の発展によってもたらされたものと考えられる。

さて道光二十三年、九江南方^⑩の沙口に穀埠(穀船の船着場)が建設された。九江最大の墟市は大墟と称し、西江(牂牁江)から引いたクリーク=大涌を少し入った九江郷のほぼ中心に位置し、光緒『郷志』編纂時、大涌をはさんで東西兩岸に、26の「街巷」と7の「行市」(絲行・布行・蚕紙行・鷄鳴行・魚種行・旧桑墟・新桑墟)、1500余の「鋪肆」がたち並ぶ、県内屈指の文字通りの大墟であった。九江にはもともと「通郷里排」が明正徳元年に開設した天妃廟前墟があったが、その後黄重(正徳三年進士)・朱謙(万曆二年進士)・陳萬言(嘉靖三十五年進士)・黄應秀(万曆四十七年進士)等がそれぞれこの廟前墟を移して、開辺・裏海・良村・岳湾の四墟を開いた。大墟はこの四墟を統合したものだ^⑪。道光二十三年まで穀埠は、この大墟の中心、儒林文社絲墟(前出)の旁らに設けられており、穀店十数軒があったが、沙口に穀埠が開設されて以後、「改質別貨」とある。

沙口に新設された穀埠については、光緒『郷志』卷四建置略、墟市の条に、「穀埠在南方沙口。道光二十三年闔郷設」とあり、この後に割注で、南海知県史樸の示文・進士馮錫鏞の記・「闔郷穀埠善後章程碑刻」(6カ条)・「關世美堂合約批據」を載せている。

馮錫鏞の記によれば、九江は男女二十余万の人口を擁し、毎日穀二千石余を必要とする。荒年には商人が米価をつり上げる。乾隆初に義倉・社倉を創ったが、いずれも失敗した^⑫。そこで九江南方の沙口の旧汛口涌(西江と大涌をつなぐクリーク。当時は淤塞して陸地化していた)を旧址に沿って再疎通させ、穀船の停泊処を建設しようということになり、「各族姓」が合同で工費を分担、1股あたり銀100両と定めて計230股を集め、道光二十二年冬から翌年夏にかけて大工事を行ない、25000両余を費やして完成した。また、關世美堂(後出)の沙地20畝を醸出して、「鋪捨・穀棧」を建設した。

「闔郷穀埠善後章程」は、穀埠内の銀鋪・穀棧・猪行等の鋪舎の地租はすべて「闔郷穀埠」が収租する、「各姓各家」が「私自建置」してはならない、と定め、クリークや船着場の浚渫費についても各段ごとに分担を決めている。

また、「關世美堂合約批據」によると、關世美堂は、宗祠に集まって商議の上、その所有地（族産）20畝を「銀店・蠶棧及酒米雜貨各鋪」の建設地として「闔郷穀埠」に醸出することを決め、1畝当り股份銀50両にあたとみなして、該業20畝を關世美堂の股份10股份にあてること（關世美堂に割当てられた股份は10股＝1000両という計算になる）、毎年穀埠から上がる租銀は闔郷の各股份に照らして配分すること等が定められた。

穀埠建設は、進士馮錫鏞が両広総督と南海知県にそれぞれ呈文を提出し、総督の「疏河宣洩，聚穀備荒，均屬籌衛鄉閭」との批が布政使に下り、布政使から廣州知府を経て南海知県へと訓令が下りて、「如遇穀船到埠，務須公平議價，隨到隨賣。……該涌遇有淤塞，即由爾鄉衆鋪戶隨時疏挖深通，俾資宣洩」との知県の示が給されたのである。

香山・新会等で沙田造成が急速に進み、沙田地帯産出の米穀が増加、上流にある九江郷の米穀取扱い量も急増し、より大規模な穀埠の設立が求められ、「闔郷穀埠」の建設となった。この「闔郷穀埠」の特色は、規模の大きさと共に、九江全郷の各族姓が共同で工費を分担し、出資額に応じて利益を分配することによって、米穀流通をめぐる九江郷の各宗族間の抗争を排除、利害の調整をはかった点にある。

(2) 南海県九江郷の宗族・郷紳

i) 概況

光緒『郷志』卷四建置略、祠堂の条によれば、光緒初、九江郷に祠堂を有する氏族は47姓を数え、「始祖祠・合族祠・先達祠」として計112の祠堂が挙げられている。

この47姓112の祠堂の冒頭に載っているのは、關姓の祠堂で、關六堂祠・關樹德堂・關世美堂・關典訓堂・關世德堂・關啓翼堂・關思成堂・關学憲祠の8祠堂がある——六堂祠は關姓各氏の合族祠、樹德堂から思成堂までが關姓各氏の始祖祠、学憲祠は先達祠とみられる。——このうち關樹德堂は単独で『南海九江關樹德堂家譜』（關兆熙等修、光緒二十三年序）を編んでおり、關世美堂は前述の通り、穀埠建設に際し、「集祠商議」して、九江郷との間で、「關世美堂合約」を結んでいる。ところで、上記『關樹德堂家譜』によれば、樹德堂の始遷祖貞の弟俊が世美堂を開いた、とあるから、樹德堂と世美堂とは、貞・俊兄弟をそれぞれ始遷祖としており、同宗であるが、同族組織としては両者は分離、別組織として機能している。また、貞・俊兄弟は保昌（南雄府治）から南下したとされるが、光緒『郷志』卷二十一雜録上に、「惟啓翼堂關氏傳自福建來」とあることから、啓翼堂關氏は、樹德堂・世美堂關氏とは別系統であるらしい。即ち、光緒『郷志』掲載の關姓の祠堂中には、同姓同宗だが組織を異にするものと、同姓異宗のものが含まれているのである。この關姓の例から推測するに、おそらくこの112の祠堂＝同族組織は、九江の地域社会において同族が同族としてまとまって活動する単位だったのであろう。換言すれば、これらの祠堂を中核として結合した同族組織が、同族としての対外的、公的活動の単位であったからこそ、それとして『郷志』に記載されたのではあるまいか。なお、道光『南海県志』卷末捐冊、九江堡の項と光緒『郷志』祠堂の条とを対照してみたところ、關氏のばあい、樹德・世美・典訓・啓翼の4祠堂が、道光

年代 姓	明 1368~1644	順治~雍正 1644~1735	乾隆~嘉慶 1736~1820	道光~同治 1821~1874	備考
吳	2 (1)	0	0	0	
黎	1 (1)	0	0	2	
鄧	1	0	1	0	
鄭	1	0	1	0	
劉	0	0	0	2	
朱	7 (1)	1	2	4 (1)	『南海九江朱氏家譜』記載 別表 2
〃	0	0	0	2	上記を除く朱姓
關	6 (1)	1	3 (2)	2	『南海九江關樹德堂家譜』記載 別表 3
〃	10 (2)	13 (2)	5	3	上記を除く關姓 (a) 應弼 [○] ——上進 [○] ——光瑞 [○] 順治17年1660 康熙60年1721 雍正4年1726 上遷 [○] ——紹祖 [○] 康熙59年1720 雍正2年1724 嘉薦 [○] 順治11年1654 (上進の伝に「穎悟殊常, 族孝廉嘉薦異之」とあり) (b) 銓——必登 [○] 康熙23年1684 龍 [○] ——敵 [○] 康熙32年1693 康熙54年1715 王孫 [○] ——家駒 [○] 雍正4年1726 道光元年1821 (c) 銘 [○] ——名教 [○] 正統3年1438 万曆40年1612 (d) 仰旒 [○] ——大度——鍾喜 [○] 嘉靖34年1555 天啓7年1627 (e) 驥 [○] ——承賁 [○] 万曆32年1604 康熙11年1672 (f) 禮 [○] ——上謀 [○] 乾隆17年1752 乾隆36年1771 景然——協——離照 [○] ——之綱 [○] ——績道 [○] 道光元年1821 咸豐2年1852 咸豐11年1861 秉璋 乾隆54年1789 倫 [○] 道光15年1835
明	0	0	2	4 (1)	
馮	1 (1)	1	1	7 (5)	昭長——燕謀——雲蒸——錫鑰 [○] ——棊宗 [○] 道光8年1828 同治4年1865 惠蒸——學培 [○] ——景略 [○] 同治2年1863 咸豐10年1860 耀謀——汝棠 [○] 道光20年1840 善謀——汝棠 [○] ——錫綸 [○] 道光11年1831 同治7年1868 城 [○] 乾隆35年1770

注 ① 光緒『九江儒林鄉志』卷十選舉略・卷十一~十八列伝に基いて作成。
 ② () 内は殿試合格者数。
 ③ ◎は進士, ○は挙人, —は父子, [は兄弟を示す。
 ④ 進士は殿試合格年を, 挙人は郷試合格年を名の下に記した。

表2『南海九江朱氏家譜』

記載の朱氏の挙人・進士

表3『南海九江關樹德堂家譜』

記載の關氏の挙人・進士

名	房名	世代	郷試合格	殿試合格	名	房名	世代	郷試合格	殿試合格
謨	繹思	7	嘉靖31年1552		銘	垂慶愛軒	12	嘉靖22年1543	
讓	"	"	嘉靖37年1558	万曆2年1574	沛	錫嘏	"	万曆7年1579	
凌霄	"	8	万曆13年1585		志拯	思蔭	13	隆慶元年1567	
伯蓮	"	9	崇禎6年1633		季益	錫嘏	"	万曆43年1615	万曆47年1619
實蓮	"	"	天啓元年1621		管	思蔭	14	万曆28年1600	
光祖	"	"	万曆40年1612		逢揚	"	"	万曆31年1603	
光允	"	"	万曆43年1615		翔霄	錫嘏祖実	16	康熙59年1720	
宗元	"	11	康熙44年1705		元澹	思蔭	18	乾隆3年1738	
道南	存著	12	乾隆21年1756		廷牧	式序荔菴	"	乾隆27年1762	乾隆28年1763
吉兆	顯觀	13	乾隆元年1736		仕龍	思蔭	20	乾隆54年1789	嘉慶6年1801
堯勳	存著	15	道光20年1840		兆熙	式序荔菴	"	同治元年1862	
士琦	繹思	"	道光19年1839		鴻	思仁	21	道光26年1846	
次琦	"	"	道光19年1839	道光27年1847	簡	"	"	咸豐元年1851	
衢尊	"	16	同治9年1870		(廷基)	垂慶聖朝	24	光緒19年1893	

表1は、明初（1368）から清同治末年（1874）までの全時代を通じて2名以上の挙人・進士を出した宗族15姓について、各時期ごとにその人数を示したものである。この他に、挙人1名だけ出しているのが10姓ある。差引すると、光緒『郷志』掲載の氏族47姓中22姓が1名も挙人・進士を出していないことになる。備考欄には、父子、兄弟などの血縁関係を確認したもののみ系図を示した。この表から、羅・張・呉の3姓を除く12姓が上記13姓と重なっていることがわかる。即ちこの12姓は、明清時代を通じて九江に根を張り、九江の地域社会に対して、大なり小なり影響力を及ぼしてきた宗族であったと考えられる。なお上記13姓中ただ1姓、表1に載っていない胡氏は、乾隆年間に挙人1名を出している。（後述）

つぎにこれらの宗族について個別にその変遷を検討してみたい。以下はとくに明示しない限り、光緒『郷志』巻十選挙略・巻十一～十八列伝に依拠している。

ii) 各姓について

① 黄氏。明代に5名の進士と4名の挙人を出しており、備考欄に示した通り全員血縁関係を辿ることができた。②の系統は明中期に三代続いて挙人・進士を集中的に出し、なかでも

黄重は南京太常寺少卿まで登り、府県学郷賢祠に祀られており、開辺墟を設立した人物とされている。これに対して⑥の系統は明末に集中している。思存——應舉と思垣——應秀とは父の代、子の代ともに名の一字を共有し、かつ應舉と應秀とは、それぞれ万暦三十二年と四十七年に進士に合格していること（つまりほぼ同世代とみなし得る）、葵日と茂先も父が應舉・應秀と名の一字を共有していること、などから見て同宗である可能性があり、一つのグループにまとめておいた。應秀は岳湾墟を開いたとされている。しかし、③と⑥が一つの同族組織に属するの否かは確かめるべきでない。

清代にも黄姓の挙人は各時期1～2名出ているものの、相互の血縁関係も、明代に遡っての系譜も辿ることができない。なお、順治『郷志』卷之五、移居に、「吾郷宣成移居省會則黃督學，羅御史兩家」とあるから、黄督学即ち黄篋（篋は広西提学僉事）の一家は、明中期以後省城に移居したようである。また、⑥系統の葵日は、北京大理寺評事を授かったが、肇慶に拠った南明永明王政権に参加、「事多掣肘，徒旁皇於雞聲楫響，年未六十，遽卒」と記されており、黄氏のその後の衰勢とあるいは関係があるかもしれない。ともあれ、黄氏は、③⑥両系統ともに、明代、九江郷の名族であったが、清代に入って九江郷紳としての地位は低下したようである。

② 曾氏。明代に7名の挙人を出しており、偉を除く6名について相互の血縁関係を辿ることができた。俊・儲兄弟と傳とは、傳の伝に「與從兄俊・儲齊名講學穗城」とあることから、從兄弟の関係にあったことがわかる。また、曾傲の伝に、

刺史儲從弟也。……日與朱中憲讓・陳郡丞良珍結社觴詠，其間餘事不實懷也。惟在德慶承魚埠千丈作蒸嘗計，命從孫仕慎佐理，至今後嗣猶蒙其蔭焉。

とあることにより、傲も俊・儲兄弟と從兄弟の関係にあったことがわかる。さらにこの一族が德慶州に「魚埠千丈」を族産として有していたこと、光緒『郷志』卷六古蹟略に、曾儲・曾仕鑑等が建てた亭台・樓閣が数多く挙げられていることなどから、明代に曾氏が九江の望族であったことを推察しうるのである。しかし、清代中期以降、かつての勢威は失われたようである。

③ 陳氏。明代に挙人4名と進士1名を出し、清代に入ってから各時期1～2名の挙人あるいは進士を出している。明代の4名の挙人のうちの3名と進士1名は、表の通り血縁関係が判明する^②。進士萬言は、江西提学副使を経て江西右参政を授けられ、府県学郷賢祠に祀られており、九江南方良村墟の開設者でもある。先に糸墟の項で、「將朱・陳二姓所設開邊・埋邊兩墟封禁」とあった埋辺の糸墟を開設した陳姓もこの陳氏であろう。

挙人陳超然の子埏の伝に「參政萬言從孫，知縣超然季子，……娶高明戸部侍郎區大倫女，與同里郎中朱實蓮僚壻」とあって、陳埏の妻と朱實蓮の妻とはともに隣県高明県の名族區大倫の娘で、姉妹の関係にあった。後述するように、朱實蓮が永明王政権に加わって義軍を起こしたため、清朝政権から厳しい追求を受け、追手の目を逃れて、實蓮の妻が二子を連れ妹のもとに身を寄せてきたのを、妹の夫陳埏が秘かに隠まい撫育したという。

清代の挙人・進士では、履恒——信民の父子関係が確認され、また上記陳埏伝の末尾に、「埏子孫繁衍，歷今二百餘年，衣巾不絶，裔孫履恒信民皆科甲有聲」とあることから、履恒——信民父子は、明代の進士萬言の一族であることが判明する。さらに信民の伝には、

陳本巨族，兼以頻年水患逋賦至餘百石。是時委員某催科如捕盜，所至人皆震栗，或空室逃亡。信民設法勸督，不數月積逋頓清，族人安居樂業，卒無遭鞭撲者。

とあり、道光年間、連年（13年、17年）の西江の氾濫により租税滞納が累積したのに対し、信民が「設法勸督」してこれを解消、族人は催科の「鞭撲」を免がれた、という。この他、桑園圃の決潰に際して助賑、修築に尽力したこと、米商人が私造の「細斗」で米を売るのを防ぐため、斗を儒林書院に持参させ点検したことなど、種種の「善舉」が記されている。その他の清代における陳姓の挙人は、この陳萬言一族とは異宗である可能性が大きい。

陳萬言を祖とする陳氏一族は、清初に一時政治的には逼塞していたようであるが——これは姻戚の朱實蓮が反清の義軍を率いたことと関連するかもしれない²⁴——富裕の宗族としての経済的基盤及び地域社会に対する影響力は保持し続けていたと推察される。しかし、かつて陳萬言が開設したとされる良村墟は、道光期には九江大墟に統合されてしまっているし、また陳氏が開設した糸墟も「封禁」となって、前述の如く儒林文社糸墟にとって代わられており、陳氏の勢力は、往時に比べると低下していたようである。

④ 羅氏。明代に挙人3名、進士1名を出しているが、清代には1名も出ていない。上に引いた順治『郷志』の「吾郷宦成移居省會則黃督學，羅御史兩家」の記事から推して羅氏は羅鴻（鴻は監察御史）の代以後省城に移居したらしく、これを裏づけるように、光緒『郷志』卷五経政略「光緒六年糧房册房九江堡屬五圖各戸米條全數」に羅姓の戸名は見当らず、同書卷四建置略に記されている書院・廟・橋・道路などの建設者の中にも羅姓はほとんど登場しない。ただ僅かに道路の条に、

大伸卍石路……長三百二十一丈，道光初年填砌。里人羅冲志等董其役，而捐貲購石，則廖明仕義助爲多。……龍譚社前大路……長二百六十八丈，道光丙戌，里人羅冲志等倡議，砌石工費不足，廖明仕力攸成之。

とあって、道光期に羅姓の郷民が居住していたことが認められるが、独自に道路を築くほどの財力はない弱貧の族であったことがうかがえる。道光『南海県志』捐冊の九江堡の項にも羅姓は皆無である。

以上により、明代、九江の名族羅家は、明中期以降省城に移居して城居化し、残った族人は弱貧で、九江郷紳としての羅氏の勢力は失われたとみられる。

⑤ 朱氏。朱氏については、朱次琦監修、朱宗琦纂修『南海九江朱氏家譜』（咸豐11年刻本と同治8年刻本あり）がある。光緒『郷志』卷十選舉略掲載の朱姓の挙人・進士をこの『朱氏家譜』（同治8年刻本）卷八恩榮譜記載のそれと対照したところ、表1の通り清代道光～同治期の2名を除き、他はすべて『朱氏家譜』中にその名を見出すことができた。『朱氏家譜』によれば、始遷祖元龍が保昌（南雄府治）から南下して九江に定住、元龍の次子、子議（字獻謀）が九江に戸籍をたてた（逮公始著籍）とされ、九江朱氏はこの獻謀を始祖としている。始祖獻謀を祀った祠堂が朱孔安堂で、明嘉靖年間に創建されている。二世祖の代に駟觀（長子房）・存著（次子房）・繹思（三子房）の三房に分かれ、さらに各房内に多数の祠堂が設けられていて、『朱氏家譜』には計59の祠堂名が載っているが、光緒『郷志』及び道光『南海県志』捐冊ともに始祖祠朱孔安堂が載っているのみである。朱氏と同族組織は孔安堂に一本化されていたとみられるが、朱族の挙人・進士の系譜を『朱氏家譜』に徴して跡づけてみたところ、明代の挙人6名・進士1名はすべて三子房である繹思房に集中している。

朱氏は、明清兩代を通じて挙人・進士を継続的に送り出してはいるものの、明代の方が優勢であり、清代初期から中期にかけて中落、中期から末期にかけて再び優位をとり戻した形であ

る。朱氏の清初における政治的中落は、陳氏のところでふれたように、九世祖朱實蓮が南明政権に参画し、反清運動を行なったことと、おそらく関連するものであろう。朱讓が開設したとされる裏海墟が九江大墟に統合され、朱氏が開いた糸墟が「封禁」となった点も、陳氏のばあいと共通する。

ところが道光十九年、士琦・次琦兄弟が郷試に合格して以後、朱氏は再び九江郷紳の重鎮的存在に復帰した。士琦・次琦兄弟の父成發について、『朱氏家譜』巻十一家伝譜、世伝に「生而孤露，艱難立家，滋至小有」とあり、次琦についても「及卒，家無餘財，存書數萬卷，弟子釀金以殮」とあって、士琦・次琦兄弟の家は、貧困ではないが、富豪というほどでもなかったようである。『朱氏家譜』は次琦の監修になるもので、次に取り上げる『南海九江關樹德堂家譜』を含めて、南海・順徳両県における族譜編纂の模範となった²⁴⁾、いわば由緒正しい族譜の典型とされるものであるが、家譜編纂の資金は、交趾で商業に従事して財をなした族人廷貴(士琦・次琦兄弟と同じ繹思房)の子で、「益以貨殖致豊厚」と記されている奎元・福元等が提供したという。『朱氏家譜』は、朱次琦の学問と朱廷貴——奎元・福元父子の商業・金融活動によって蓄積された財力とが結びついて成立したのであった。なお、朱次琦は、咸豊二年七月から翌三年二月まで、山西省襄陵県知県をつとめたが、辞任に当たって、襄陵県の薦紳に、太平天国軍の攻撃から県城を守るため、「盡徙城外店舍，而逐汾河舟楫，不從則焚之」という策を授け、この遺策によって襄陵の守りは維持された、という。帰郷後は、「足不履城市」、学問と子弟の訓育につとめ、九江郷忠良山麓の山堂で講学、遠近の学者多数が集まった、とある。

⑥ 關氏。明清各時期を通じて最も多くの挙人・進士を出している。前述のように光緒『郷志』には關姓の祠堂が8堂挙げられており、光緒初期、九江には、關樹德堂・關世美堂等6つの關姓始祖祠＝同族組織が存在していたようであるが、このうち關樹德堂のみ、家譜、即ち關兆熙等修『南海九江關樹德堂家譜』(光緒二十三年序)が残っているもので、これによって九江關氏のうち、樹德堂に属する挙人・進士をとり出し、その他の關氏については、上記各姓と同じ方法で血縁関係を求めたところ、表1の如き結果を得た。a～f各グループ相互の系譜関係は不明であるが、いずれにせよ、關姓のばあいも、挙人・進士の多くを、明代～清初に輩出していることは指摘できよう。

樹德堂關氏は『家譜』によれば、始祖貞(号赤岡)が、南宋咸淳年間(1265～1274)に弟俊と共に父母の遺骨を抱いて保昌から南下し、九江の桴排角即ち沙口に登岸、ここに遺骨を埋葬して、九江西方の關村に定住するようになった。明万曆九年(1581)に祖祠樹德堂を建設、ついで四世祖月明を祀る宗祠祝嘏堂を建て、その後六世祖の代に5房に分れている。貞の弟俊(号屏岡)が關世美堂を開いたことは前述した通り。なお『(樹德堂)家譜』に、樹德堂には属していない關上進について「海東祠……族孫上進題匾曰詒燕堂」(卷十五祠宇譜)という記述があることから、表1の進士關上進が属するaは、關世美堂である可能性が高い。

樹德堂關氏も明清兩代を通じて継続的に挙人・進士を出してはいるが、やはり明代の方が優勢である。關氏の経済力の基盤が何であったのか、『家譜』からはその手がかりが殆ど得られないが、『家譜』巻二十家伝譜、世伝を読んで目につくのは、十九世頃から(嘉慶期以後)商業に従事して財をなした人物の伝が多くなることである。即ち、

- 1) 十八世敏發(号厚齋)の長子兆元「服賈陽江，滿載而返，以賞雄一鄉。咸豊初重建始祖祠，公董其事。」

- 2) 十九世潤登(号漢階)「幼家貧，長貿易，有億中。」
- 3) 十九世才信(号體胖)「初賈於禪，貲本盡失。……因慨然憤發，遠客安南，歷廿餘年，累金數千，遂返桑梓。」
- 4) 十九世配鏞(号若夔)「……遂棄儒服賈。」(沙口穀埠建設に参画。長子兆熙は挙人。)
- 5) 二十一世天德(号若川)「公承先人之業，棄儒服賈，……經營數十年，信義遠孚，遂以居積致富。」
- 6) 二十二世德成(号悦亭)「……然家貧無以爲學，……迺效伯居陶朱居奇致富，貿遷數十年，以貲雄里中。」

等々である。これら「以貲雄一郷」と称されるほどの成功者の裾野にはさらに多数の大小の富裕な族人の群れが存在しており、このことは、十八世あたりを境目として、關氏族人中の生員の数が増減、反比例して、捐納によってその身分を取得したとみられる「國學生」・「恩例」(職銜取得者)が急増していることにも表われている。(表5)。(なお朱氏は「國學生」・「恩例」とも比較的少ない。表4。)

表4『南海九江朱氏家譜』 表5『南海九江關樹德堂家譜』
記載の生員・国學生・恩例数 記載の生員・国學生・恩例数

世代	生員	国學生	恩例	世代	生員	国學生	恩例
3	1		1	9		1	
5	4 (1)			10	2		
6	4			11	3		
7	10 (1)			12	3		
8	27 (1)		2	13	6 (1)		
9	22 (1)			14	14		
10	14 (3)			15	16 (2)	1	
11	10			16	17 (1)	2	
12	7 (1)	3	2 (2)	17	11 (1)	4	3
13	6 (1)	6	1 (1)	18	8	10	5 (1)
14	4 (1)	4	1	19	8 (2)	19	14 (1)
15	2 (1)	9	2 (1)	20	2	30	33 (6)
16	2 (1)	7	3 (2)	21	7 (2)	57	45 (8)
17	1	3	2	22	5	42	38 (7)
				23	1	31	9 (1)
				24	1	8	5 (2)
				25		1	

注① 生員は、挙人・進士合格者を除いた数。()内は貢生昇格者数。

② 恩例の()内は国學生と重複している者の数。

樹德堂關氏のばあい、清中期以降、旺盛な商業活動によって一層の富を築き、正途出身である生員・挙人・進士に代わって、捐納による国學生・職銜取得者を族内に多数擁するようになった。

たといえよう。

⑦ 胡氏。儒林文社絲墟開設に尽力した胡珽が出ているが、胡氏は乾隆四十二年に胡珽が挙人に合格したのが初出であり、胡珽以後も、孫培桃・曾孫凝吉が生員になっているにすぎない。(したがって表1には載せていない)。光緒『郷志』列伝に載っている胡姓は、胡珽・胡調徳・胡長孳の三名のみで、胡長孳は耆寿として取り上げられているにすぎない。胡調徳は、「北方龍涌人、家故業農。至調徳獨好讀書、……弱冠補邑諸生、……惟日致力於漢儒訓詁學」とあり、曾釗・吳蘭修・張維屏等と希古堂文社を結んでいた。胡珽との関係は不明である。いずれにせよ、胡氏は古い家系を誇る望族とはいえないようである。

⑧ 明氏。明代には挙人・進士ともに皆無で、乾隆五十四年中式の秉璋が明姓挙人の初出である。離照——之綱——續道の系譜との関係は不明であるが、秉璋も離照等とともに「東方沙澹人」となっており、光緒『郷志』にも明氏の始祖祠とみられる祠堂は、「明懼思堂 在東方」の一つしか記されていないことから、秉璋と離照等は同族である可能性が強い。離照は後に記す馮錫鏞の父雲蒸とともに、道光五年、儒林郷書院再建(乾隆五十四年、九江主簿を新設した際、旧書院を主簿署にあて、以来再建されていなかった)の音頭をとった。また前述した「筭例船銀」徴収の「郷規」を定めた際の主唱者でもあった。即ち、明離照伝に、

本堡向有魚苗餉，販家多逋負，貽害鄉人。離照令上江販魚苗者，先到書院納餉領票，然後放船。故國課無虧，累不它及。

とあり、この他、義倉設立、堤防修築、石路建設など数多くの「善舉」をなしたことが記されている。

離照の子之綱は道光十九年広西蒼梧県籍で挙人に、咸豊二年進士に及第したが仕官せず、郷居して桑園圃の修築に尽力した。天地会反乱の際には省城広州に難を逃れたが、同じく広州に避難していた馮錫鏞等とともに両広総督の檄を受けて「集賞募勇」し、帰郷して勦捕にあたった。また、乱鎮圧後は、「常賞」を措置して屯丁に警備させるようにしたという(馮錫鏞の項参照)。明之綱の伝には、之綱の力は九江郷内にとどまらず、南海県全体に及んだ(「更及於通縣」「其澤被於縣」として、羅格圃の海心沙が南海・順徳両県人の争奪の対象となり、100余年間荒田と化していたのを、之綱が大良局(順徳総局)にかけ合って、ついに南海県の学田にしたこと等、いくつかの逸話を紹介し、その郷紳としての政治力の大きさをとくに強調しているが、しかしこれらの逸話の中から浮かび上がってくる明之綱の像は、むしろ、前稿「順徳団練総局の成立」(『東洋文化研究所紀要』第105冊、1988年)で取上げた羅惇衍・蘇廷魁等清朝中央権力と連携した当時の広東の第一級郷紳等の下位にある、いわば二級クラスの郷紳の姿である。

ところで、離照の曾祖、之綱の高祖にあたる明景然の伝に、

年六十遭疾，謀所以爲後者。親屬以景然善治生意有贏餘，索重賞始聽入嗣。景然苦無以應。及病瘳刈草桑陰，有相善族翁見之責曰，耆而無子得温飽足矣。何自苦爲。奪其畝投池中，拉飲於市。因勸立妾，遂生子。

とある。桑の木陰で草を刈っていた景然の「畝」(すき)を仲の良い同族の翁がとり上げて池に投じた、という記述から想像するに、景然は、養魚業を営む「造家」あるいは「耕種家」(前出)だったのではあるまいか。草は魚の餌である²⁵⁾。景然は、魚の養殖と販売によってかなりの財を築いたと推測されるのである。景然の伝にはまた、族人で「國課」上納につとめな

い者がいると勸諭に奔走し、そのお蔭で「明氏凡數百戸、無苦追胥者」とある。明氏の祠堂は、順治『郷志』卷之二祠堂に、「明氏祠 在沙澗」とあるから、明代以来九江に土着していた氏族であり、景然の代には数百戸が定住していたことがわかるが、しかし、乾隆末に至るまで一名の挙人も出しておらず、郷紳としては、明らかに新興勢力である。

⑨ 馮氏。穀埠建設を主導した馮錫鏞が出ている。馮姓は崇禎十三年に特用進士馮毓舜が出ており、順治『郷志』の序を書いている。永明王政権にも関わったようである。清代に入って、雍正十年に挙人馮秉綱、乾隆三十五年(1770)に挙人馮城が出ており、馮城の伝に「族子進士馮錫鏞」とあることから、馮城は馮錫鏞の族父にあたることがわかるが、馮毓舜・馮秉綱の系譜関係は不明である。馮城は湖南各県の知県を歴任し、長沙の行館で没した時は「貧無以殮」という状態であったという。

馮氏の系譜が明確になるのは、錫鏞が道光八年(1828)挙人に、翌九年進士に及第して以後である。光緒『郷志』卷十六列伝、方伎に馮昭長の伝が立てられており、

垂老屬其子曰、餘家僅中人産、幸成此陰陽二宅遺子孫。以我法論、後嗣當有興者。……惟課子孫讀書爲善。……汝曹勉之。後人遵守遺訓、至其孫漸以服賈起家、及曾孫汝棠・汝棠均登賢寫、元孫錫鏞・學培・錫綸、來孫拭宗・景略均先後成進士。

とあることによって、道光～同治期に5名の進士・2名の挙人を輩出した馮氏が一つの同族に属していたこと、この馮氏一族は馮昭長の代には「家僅中人産」であったが、昭長の孫、即ち表1に示した燕謀・耀謀・善謀等の代(乾隆中葉頃)に「以服賈起家」し、曾孫汝棠・汝棠、元孫錫鏞が道光年間にあいついで挙人・進士及第を果たすに至ったことがわかる。錫鏞の父馮雲蒸が明離照とともに、儒林書院再建に力を致したことは前述したが、明離照の伝の中に、「而鳩工庀材建造度支諸務、雲蒸以身任之」と記されている。

錫鏞は、道光九年進士及第後、浙江太平県知県をつとめた後、父の死に遭い、帰郷してそのまま郷里にとどまった。

而有裨於宗族郷黨者、如建祖祠、置祭田、興文社、修邑乘、完隄備潦、積谷賑飢等、皆身任之、爲衆先。

とあるように、宗族の指導者及び郷紳としての活動に専念した。天地会反乱に際しては省城に避難したが、明之綱等と「集費募勇、分別收捕」につとめた。乱後、「常費」を措置して、平時は屯丁100人を常設して巡回させ、一朝事ある時は、(屯丁)1000人分の糧食をただちに調達できるようにした、という。この「常費」について、宣統『南海県志』卷十三列伝、馮錫鏞の項には、

乃於義捐罰鍰外、益以絲斤經紀魚苗雜入・酤屠之稅・墟市之租、歲入數千兩、平時屯丁百人、分四方巡邏、有事則千人糧、仗指顧可成。

とより詳しい記述がある。即ち義捐金・罰金のほかに、生糸仲買商・魚苗業者から徴収する雑収入、酒販売商・屠殺業者から徴収する税、墟市の地租などの歳入数千兩を郷内の治安維持費にあてる、というものである。なお、穀埠建設については、馮錫鏞の伝ではふれておらず、錫鏞の族叔にあたる汝棠の伝に、

境内有桑塘無稻田、仰糴於外。汝棠慮歲歉而難食也、令各族姓集款創設沙口穀埠。自是倉儲充溢、至今賴之²⁶⁾。

と記されている。

汝棠の従兄汝霖は、道光二十年挙人合格後、「亟思用世，時雖重甲科，不能待」として、捐納によって湖南臨湘県知県の職についたのをふり出しに、湖南各県の知県をつとめ、太平天国軍が衡州に逼ったときは、孤城を守り抜いて湖南巡撫駱秉章に認められたという。また、衡陽に着任した際に29000余両もの軍資金を用立てた、ともある。錫鏞の子景略は咸豊十年進士に合格したが、やはり礼部郎中を捐官し、錫鏞の族弟錫綸も同治七年進士に合格した後、戸部員外郎・広西知府を捐官している。

馮氏も順治『郷志』に、「馮氏祠 一在鐵澗 一在拜石 一在壺山」とあって、明代から九江に定着していたことを認めうるが、明氏同様、道光期以降急速に頭角をあらわしてきた新興郷紳である。

おわりに

光緒初期、九江郷に祠堂を有していた47姓中、12姓が明清兩代を通じ、九江に定住して地域社会に対する影響力を行使してきた宗族とみなされる。しかし、その中では有力宗族の交替があった。明代の九江郷の望族黄・曾・陳・羅の各氏は、清代に入って、郷紳としての地位が低下し、——羅氏は省城に移居——代わって清代中期、乾隆末から嘉慶以後、明・胡・馮等の氏族が興起した。朱・關両氏は、明清を通じて勢力を保持したが、關氏のばあい、清代後半、商業によって巨万の富を築いた人物が多数現われるといった変化が認められる。

さて、清中期以降頭角を表わしてきた胡・明・馮の三氏は、それぞれ「儒林文社絲墟」（嘉慶4年）・「儒林書院郷規」（筭例船銀）（道光六年）・「闔郷穀埠」（道光二十三年）の創設に主導的役割を果たしている。

糸墟は、その設立の経緯からうかがえるように、宗族間の対立・抗争を止揚する形で開設されたものである。即ち、かつては朱氏と陳氏という有力宗族がそれぞれ糸墟を開設、運営していた。しかし、糸佃の高騰、生糸生産の発達に伴い、両族の抗争が激化し、ついに「封禁」となった。これに代わって嘉慶期、新たに墟市の組織者として登場したのが胡氏等新興郷紳であり、彼らは旧来の有力宗族間の矛盾を調停する役割を果たすと同時に、新設の糸墟から徴収する租銀を九江全郷の郷紳予備軍の養成費にあてることによって、宗族を超えた九江郷紳の連帯をはかった、といえよう。

穀埠についても、道光年間「各族姓」が合同で建設し、その利益は出資額に応じて配分すること、「各姓各家」が「私自建置」することを禁じていることに、宗族間矛盾の調停という側面がよく現われている。この場合も主導者は新興郷紳馮氏であった。

つぎに、中央・地方の官権力と宗族・郷紳の地域支配との関連についてふれてみたい。

九江の魚花戸・魚商は、魚餉の負担と引き換えに、官権力によって漁場独占権とその販売権を与えられてきた。即ち、九江養魚業及びこれと密接に連動した米穀販運業（魚商が米商を兼業）は、官権力の保護の下にあったが、清中期以降、他地域での養魚業の勃興にともなう競争の激化によって独占が破られた。九江の魚花戸・魚商達は「郷規」を定め、いわば自主徴税を実施して官権力の介入を排除しつつ、一方既得権を保持すべく九江郷の郷紳が一体となって両広総督から南海知県に至るまでの地方官に対する働きかけを行なった。九江地域社会の利益擁護のために、全郷の郷紳が連帯して行動しているのである。この連帯の拠点が道光五年に再建された儒林郷書院であり、その音頭をとったのは、明離照・馮雲蒸等であった。明氏・馮氏等

新興勢力は、こうして九江郷紳の指導者として浮上し、郷民を掌握していったものと考えられる。

ところで、九江郷の挙人・進士は概して中央政府の高位の官職には任官しておらず、地方の知県クラスが多い。進士明之綱は仕官していないし、同じく進士馮錫鏞も、浙江太平県知県を一年たらずつとめただけで帰郷した。九江郷紳には官僚志向よりも、地域社会の支配者への志向が強い。九江の郷紳達は、地域社会の統合者、支配者として、その利益擁護のために地方の官権力を利用し、或いは自治的活動を行なっている。一方、中央権力との結びつきの弱さは、九江郷紳の地方（県、省）政治への影響力の限界となっていたように思われる。

嘉慶・道光期は、地域社会の再編成期にあたっており、その過程で太平天国・天地会反乱が醸成されてきた。朱次琦と馮汝棻が山西と湖南で太平天国軍の攻撃から県城を防衛する上で清朝に貢献し、明之綱と馮錫鏞が九江に於て天地会反乱鎮圧の指揮をとった事実は、清朝権力の網の目の少なからぬ結節点が、まぎれもなくこれら新興郷紳達によって固められつつあったことを物語るものである。その反面では、有力宗族に圧迫されていた弱小宗族・有力宗族内の弱房・貧窮族人層相互の連携が進行していたことも予想されるが、この問題は今後の課題としたい。

註

- ① 南海・番禺・順徳各県には、都と村との間に堡という行政区画が設けられているが、新会・香山などにはない。
- ② 光緒『九江儒林郷志』（以下、光緒『郷志』と略記）巻四建置略、墟市の条。
- ③ 同上
- ④ 葉顯恩・譚棟華「明清珠江三角洲農業商業化與圩市的發展」（『明清廣東社會經濟研究』廣東人民出版社 1987、以下、『研究』と略記）は、九江（南海県）、龍山・龍江（順徳県）、坡山（高明県）の四郷を、三角洲において農業商品化が最も早く、かつ最高に発達した地域として挙げている。
- ⑤ 桑園圍は高度350mの西樵山を挟む形で東と西に二本の圍堤がほぼ平行して南北に延びており、創建は宋代に遡る。佛山地区革命委員会《珠江三角洲農業志》編写組『珠江三角洲農業志』（初稿）[以下、『農業志』と略記]（二）5～6頁参照。桑園圍についての専論には、森田明『清代水利史研究』亜紀書房 1974、第四章「廣東における圍基の水利組織——桑園圍を中心として——」がある。
- ⑥ 陳子升『中洲草堂遺集』卷之二十二禱著文「與南海明府書」
- ⑦ 最近では例えば、前掲『研究』及び『明清廣東社會經濟形態研究』（廣東人民出版社、1985、以下、『形態研究』と略記）所収の蔣祖縁、黄建新・羅一星、譚棟華・葉顯恩諸氏の論文、井上徹「宗族の形成とその構造——明清時代の珠江デルタを対象として——」『史林』72巻5号、1989、等。
- ⑧ 「果基魚塘」「桑基魚塘」については、『農業志』（一）～（四）、『研究』所収の葉顯恩・譚棟華前掲註④論文及び謝天楨論文、『形態研究』所収の黄啓臣論文など参照。
- ⑨ 黎春曦纂輯『南海九江郷志』（順治十四年序、広東省中山図書館蔵）以下、順治『郷志』と略記。
- ⑩ 『廣東新語』卷二十四蟲語、八蠶に「廣蠶歲七熟。閏則八熟。……計一婦之力，歲可得絲四十餘斤。桑葉一月一摘。摘已復生。計地一畝，月可得葉五百斤。蠶食之得絲四斤。家有十畝之池，以桑以蠶，亦可充八口之食矣。」とある。

- ⑪ 宣統『南海県志』卷十五列伝、馮汝棠の条。
- ⑫ 前掲註④
- ⑬ 鈴木智夫「清末民初における民族資本の展開過程——広東の生糸業について——」『中国近代化の社会構造』東京教育大学アジア史研究会、1960。
- ⑭ 『広東新語』は、卷二十二鱗語、魚花の条では「取者上自封川水口，下至羅旁水口，凡八十里……魚花之歩凡數十」と記し、同卷、養魚種の条では「自封川江口至羚羊口，皆有魚花歩，歩凡六七十處」と記し、また同卷、魚牌の条では「自封川江口至高明，爲魚苗阜者九百所」と記している。
- ⑮ 順治『郷志』、『広東新語』には、正餉・額輸・例徴の税額については記載がなく、「弘治間，各水蛋戸流亡，所遺課米數千石」とあり、これを九江民が肩代りさせられた、と記すのみであるが、光緒『郷志』卷五経政略、魚餉によれば、道光十年現在、九江郷内の魚塘餉銀7000余両、南雄等の餉銀700余両（光緒期には108両余に減額）、肇慶府下各埠に納入する餉銀3000余両、龍川県への餉銀403両余であった。
- ⑯ この後さらに続けて、（署）主簿陳が衙役をそそのかして、これを「私抽訛索魚戸」であるとして巡撫・布政司・按察司に訴えたが、逆に総督・巡撫の命で陳主簿と衙役等が罰せられ、「其完餉規條聽魚戸照議舉行」となったことが記されている。同趣旨の記述が光緒『郷志』卷二十一雜録にもある。
- ⑰ 『農業志』（三）、40～41頁参照。
- ⑱ 広東省の米穀流通問題に関しては、稻田清一「西米東運」考——清代の両広関係をめぐって——『東方学』第71輯、1986、松田吉郎「広東広州府の米価動向と米穀需給調整——明末より清中期を中心に——」『中国史研究』8、1984、同「清代後期広東広州府の倉庫と善堂」『東洋学報』第69巻第1・2号、1988、山本進「清代広東の商品生産と広西米流通」『東洋学報』第71巻第3・4号、1990、黄啓臣「明清時期両廣の商業貿易」『中国社会経済史研究』1989年4月、等参照。
- ⑲ 光緒『郷志』卷一輿地略、疆域に「九江地分四方。……謹按黎志，萬曆十年邑令周文卿均田，將郷地畫爲四區，……其後因以四區爲四方，郷地分方。惟九江爲然，并與諸郷堡異。」とあり、「方」は行政区画で、東方7、西方16、南方9、北方9の村莊が分属していた。
- ⑳ 順治『郷志』卷之一墟、光緒『郷志』卷四建置略、墟市及び道光『南海県志』卷十三建置略五、墟市の各条。
- ㉑ この点について、原文は次の通り。
乾隆初闔郷曾起義倉，未幾旋圯。嗣創社倉，未幾旋又圯。豈郷之人無肩其任歟。其弊苦於無衝要之地，無以列肆招穀石、通商貿易，時出納穀少、運艱而價不賤故也。
また光緒『郷志』卷四建置略、義倉社倉には、
我郷自國朝乾嘉間始陸續設立義倉。然捐項所存，第以置産收租，發商生息，遇有凶飢，然後糶米以賑。積貯一事，仍復闕如。
とある。
- ㉒ 陳良珍の伝に、「除江西廣信府推官，……施權貴溪縣事，以兄萬言爲江西副使廻避，改湖廣永州府推官」とあるのによって萬言と良珍を兄弟とみなしたが、光緒『郷志』卷十選舉略、封廕の欄には、「陳詞，以子良珍贈奉政大夫湖廣永州府同知」「陳用彝，以子萬言初贈御史……」とあり、萬言と良珍とは父の名が異なっている。弟の良珍が詞に出嗣したのであろうか。また、官順の父

學禮の伝に「從伯參政萬言，郡丞良珍咸器重之，……」とあることから、學禮の父＝官順の祖父が萬言・良珍といとこ同士の関係にあることがわかる。

- ⑳ 朱實蓮とともに戦った陳子壯とその弟陳子升は、南海県沙貝郷の出身で、父陳熙昌（妻は朱讓の娘）の代に九江郷に移居したものであり、陳萬言一族とは別宗のようである。
- ㉑ 多賀秋五郎『中国宗譜の研究』日本學術新興会、昭和56年上巻480頁。
- ㉒ 光緒『郷志』卷三輿地略、物産に、「雜草其類繁曠。土人刈以飼魚。……魚之需草，切於馬牛」とある。
- ㉓ 註㉑に同じ。